納めていただくことが、まちづくりの大きな推進力になります。 市税収入は、平成15年度歳入予算総額の中で、49・8パーセントと最も大きな割合を占めていま 市のいろいろな仕事を進めるうえで中心となる大切な財源であり、市民の皆さん一人ひとりに

窓口等に寄せられたご質問とその回答についてお知らせします。 今回は、その市税の中で54・8パーセントと最も大きな割合を占める「固定資産税」の仕組みと、

固定資産税の対象と納める方 毎年1月1日 (賦課期日) に土

価格と評価替え

に登記されている地積によります。

地積は、原則として土地登記簿

方が、その価格を基に算定された税 額を、土地などの所在市区町村に納

準年度の翌年(第2年度)と翌々年

(第3年度) は、地目の変換、家

めに、評価額の基礎となる路線価を する理解と認識を深めていただくた

すべて公開しています。

家屋、償却資産を所有している

準となるべき価格について基準年度

土地・家屋については、課税標

(3年ごと) に評価替えを行い、基

納税する方々に土地の評価に対

路線価等の公開

めることになります。

償却資產…償却資產課稅台帳 記または登録されている方 補充台帳に、所有者として登 家屋…建物登記簿または家屋 記または登録されている方 に、所有者として登録されて

補充台帳に、所有者として登 土地…土地登記簿または土地 を除き、原則として価格を据え置き らに類する特別の事情があった場合 屋の増改築または損壊、その他これ

土地・家屋について評価替えを行い 定資産評価基準に基づき、すべての たりますので、総務大臣の定める固 今年度はこの評価替えの年に当

土地に対する課税

衡化・適正化を図ってい 示価格の7割を目途に均 お、宅地の評価は地価公 法により算定します。な

地目と地積

固定資産税は、次のような手順で税額が決定 され、納税者に通知されます。

課税標準額×税率=税額

税額等を記載した納税通知書を

(土地+家屋+償却資産)

納税者あてに通知します。

固定資産を評価し、その価格を決定し、その 価格をもとに、課税標準額を算定します。

年の1月1日の現況地目 目にかかわりなく、その よび畑(農地)、池沼、 固定資産税の評価上の地 によります。 目は、土地登記簿上の地 山林、雑種地をいいます。 地目とは、宅地、 田お

となります。

目別に定められた評価方

設からの距離などに応じて求められ

産評価基準によって、地 土地の評価は、固定資

市町村内の地域ごとに、その主

標準宅地とは

路については、この主要な道路の路 格を基にして求められ、その他の道 準宅地の地価公示価格や鑑定評価価 要な道路に接した標準的な宅地をい 線価を基にして道路の幅員や公共施 主要な道路の路線価は、この標

を基にしてそれぞれの宅地の状況 求めます。 (奥行、間口、形状など)に応じて 宅地の評価額は、この路線価等

住宅用地に対する課税標準の特例

軽減する必要から、その面積の広さ 住宅用地は、その税負担を特に

①小規模住宅用地 されます。 の住宅用地に分けて特例措置が適用 によって、小規模住宅用地とその他

場合は住宅1戸当たり200平方メ 用地(200平方メートルを超える -トルまで)を小規模住宅用地とい 200平方メートル以下の住宅

②その他の住宅用地 する特例措置があります。 ついては、価格の6分の1の額と 小規模住宅用地の課税標準額に

地(一戸建住宅の敷地)であれば、 をその他の住宅用地といいます。例 なります。 平方メートルがその他の住宅用地と 200平方メートルを超えた100 えば、300平方メートルの住宅用 小規模住宅用地以外の住宅用地

とする特例措置があります。 については、価格の3分の1の額 その他の住宅用地の課税標準額

の所在についても公開しています。

また、平成14年度から標準宅地

住宅用地の範囲

られた価格のことで、具体的には、

市街地などにおいて道路に付け

路線価とは

道路に接する標準的な宅地の1平方

メートル当たりの価格をいいます。

住宅用地には、次の二つがあり

①専用住宅(専ら人の居住の用に

屋の床面積の10倍まで) ている土地…その土地の全部(家 供する家屋)の敷地の用に供され

れている土地…その土地の面積 に供する家屋) ②併用住宅 (一部を人の居住の用 の敷地の用に供さ

	居住部分の割合	住宅用地の率
L13	全 部	1.0
)	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上	1.0
以重る	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上4分の3未満	0.75
	4分の3以上	1.0

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率	-	
1	専用住宅	全 部	1.0		
2	③以外の 併用住宅	4分の1以上2分の1未	尚 0.5	j	
	併用住宅	2分の1以上	1.0		
3	地上5階以	4分の1以上2分の1未	苘 0.5	(
	上の耐火建 築物である	2分の1以上4分の3未	尚 0.75	1	
	併用住宅	4分の3以上	1.0	Ī	
			·	7	

(在来分家屋) の評価 新築家屋以外の家屋

据え置かれます。 ることなく、通常、前年度の価額に 築物価の変動分を考慮します。なお、 場合でも、決定価額は引き上げられ 仮に評価額が前年度の価格を超える より求めますが、再建築価格は、建 新築家屋の評価と同様の算式に

る家屋については、これらを考慮し なお、増改築または損壊等があ

在来分家屋の再建築価格

用部分の床面積の合計」

で判定し

ます。なお、賃貸マンショ

ンなどに

の床面積および持分で按分した共

次の式によって求めます。

ついても、独立的に区分された部分

ごとに区分所有家屋に準じた方法で

基準年度の再建築価格×建築 在来分家屋の再建築価格=前 物価の変動割合

判定します。

率法です。

減額される範囲

減額の対象となるのは

い、新築さ

新築住宅に対する減額措置

れた住宅については、新築後一定期 平成16年3月3日までに新築さ

だけであり、併用住宅における店舗

て用いられている部分(居住部分) れた住宅用の家屋のうち住居とし

部分、事務所部分などは減

る土地 の表の率を乗じて得た面積に相当す (家屋の床面積の10倍まで)に左上

家屋に対する課税

準によって、再建築価格を基準に算 家屋の評価は、固定資産評価基

間の固定資産税額が2分の1に減

都されます

新築家屋の評価

次の式によって求めます。

度の減額措置の適用関係は、次のと

方メートルを超えるものは120平

万メートル分が減額対象になりま

積が120平方メートルまでのもの なりません。なお、居住部分の床面

はその全部が減額対象に、120平

新築された住宅に係る平成15年

おりです。

■減額される住宅

評価額=再建築価格×経年減

年数経過によって生ずる損耗の状況 場合に必要とされる建築費です。 経年減点補正率…家屋の建築後の いてその場所に新築するものとした 家屋と同一のものを評価の時点にお 再建築価格…評価の対象となった による減価等をあらわしたもので

新築時期	床面積(併用住宅にあっては居住 部分の床面積)要件
H10.1.2から H12.1.1まで の新築分	40㎡(一戸建以外の貸家住宅に あっては35㎡)以上240㎡以下
H12.1.2から H13.1.1まで の新築分	40㎡(一戸建以外の貸家住宅に あっては35㎡)以上280㎡以下
H13.1.2以降 の新築分	50㎡(一戸建以外の貸家住宅に あっては35㎡)以上280㎡以下

屋の床面積については、「専用部分注)分譲マンションなど区分所有家

価格(評価額) = 取得価 格×(1 — 減価率÷2)

前年前に取得された償却資産

価格(評価額)=前年度の 価格×(1-減価率)…(a)

ただし、aにより求めた額が、

セント」を価格とします。 減価償却の方法は、原則として定 小さい場合は、「取得価額の5パー 「取得価額の5パーセント」よりも 固定資産税における償却資産の

減価率…原則として、耐用年数表 り扱いと同様です。 取得価額…原則として、国税の取 年数に応じて減価率が定められま (財務省令) に掲げられている耐用

家屋調査にご協力 刀を!

施しています。ご協力を 算定するため、「家屋調査」を実 した場合、固定資産税の評価額を 市では、家屋を新築や増改築 でお願いい

また、調査を行っていない家

☎資産税課☎四302 場合は、ご連絡ください。 屋がある場合や家屋を取り壊した

|減額される期間

①専用住宅や併用住宅であること

(なお、併用住宅については、居住

①一般の住宅(②以外の住宅) …

② 3 階建以上の中高層耐火住宅等 新築の翌年から3年間

…新築の翌年から5年間

②床面積要件…新築時期により、

広面積要件の適用は左の表のとおり

部分の割合が2分の1以上

上のものに

限られます。)

償却資産に対する課税

額を基礎として、取得後の経過年数 に応じた価値の減少(減価)を考慮 所有者の申告に基づき、取得価